

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた具体的な工程の
明示を求める意見書

国は８月２６日に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を公表した。５年後の２０３０年頃に最終処分場の選定・調査を開始し、２０３５年を目途に処分場の仕様を具体化させ、候補地を選定する方針である。

同ロードマップでは、復興再生利用の推進やその必要性・安全性等についての全国的な理解醸成など、今後の５年間で取り組む内容は明確になったものの、県外最終処分の期限となる２０４５年３月までの全体的な工程については不透明であることから、県民が県外最終処分の全体像を具体的に把握できず、実現の見通しを実感できない状況にある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- １ 福島県内除去土壌等の県外最終処分は、必ず果たさなければならない国と県民との約束であるとともに、法律にも規定された国の責務であることから、用地取得、建設、運搬等について、２０４５年３月までの県外最終処分に向けた具体的な工程を早期に示すこと。
- ２ 復興再生利用について、福島県外における１都２県での実証事業が地域住民の理解を得られず足踏み状態であることを踏まえ、本年７月から開始された国による復興再生利用の事例を更に拡大するとともに、復興再生利用の必要性・安全性等についての全国的な理解の醸成と復興再生利用への機運の醸成を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１０月２日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
環		境	大	臣	
復		興	大	臣	
内	閣	官	房	長	官

福島県議会議長 西 山 尚 利